北九州市障害者及び障害児に係る指定サービス事業者等の業務管理体制確認検査実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、北九州市長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 3、第 51 条の 4、第 51 条の 32 及び第 51 条の 33 の規定並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 26、第 21 条の 5 の 27（これらの規定を第 24 条の 19 の 2 において準用する場合を含む。）、第 24 条の 39 及び第 24 条の 40 の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制確認検査及びこれに付随する事務（以下「検査等」という。）について基本的事項を定めることにより、的確かつ効果的な検査等の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

（基本原則）

第２条　検査等の実施に当たっては、利用者の保護と指定サービス事業者等の事業の健全かつ適正な運営のため、利用者の立場に立ち、指定サービス事業者等の業務管理体制の実態を検証しなければならない。

２　検査等は、指定サービス事業者等が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう促すことを主眼とし、事実を的確に把握し、客観的に問題点を示した上で、指定サービス事業者等の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認する過程を重視しなければならない。

３　検査等は、指定サービス事業者等の内部監査及び監査役等監査に係る機能の有効性を的確に評価した上で、可能な限りそれらを活用するとともに、指定サービス事業者等の規模及び法人種別等に応じて機動的かつ効率的に実施するよう努めなければならない。

４　検査等は、指定サービス事業者等の業務の健全性及び適正性の確保につながるように実施しなければならない。

５　検査等の実施に当たっては、業務管理体制に関する方針の策定、内部規程及び組織体制の整備並びに評価及び改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能していることの確認に重点を置かなければならない。

（検査実施機関）

第３条　検査等の実施機関（以下「検査実施機関」という。）は、保健福祉局障害福祉部障害福祉課とする。

（検査体制）

第４条　検査実施機関は、検査等の実施に当たり、当該機関に属する複数の職員（以下、検査等に従事する職員を「検査担当職員」という。）を従事させるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

（情報管理）

第５条　検査実施機関は、検査等に関する情報を、北九州市個人情報保護条例、北九州市文書管理規程等に即して、適切に管理しなければならない。

２　検査実施機関は、法令に基づく場合を除き、検査等及び指導監督以外の目的のために、検査等に

関する情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
３　検査担当職員は、検査等の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（検査等の種類）
第６条　検査等の種類は、次の各号のとおりとする。
（１）一般検査　業務管理体制の整備、運用状況を確認するため、全ての指定サービス事業者等を対象に定期的に実施するもの。
（２）特別検査　指定を行った事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該事業所等の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証するもの。

（一般検査）
第７条　一般検査を実施する検査実施機関（以下「一般検査機関」という。）は、指定サービス事業者等に対し、その届出内容に応じて、次の各号に係る報告等を求める。
（１）法令遵守責任者の役割及びその業務内容
（２）業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
（３）業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容
２　一般検査機関は、指定サービス事業者等の報告等の内容に不備が認められた場合には、当該指定サービス事業者等の従業者に出頭を求め、改善を求める。
３　前項において改善が見込まれない場合には、一般検査機関は、当該指定サービス事業者等（以下「被一般検査事業者等」という。）に対し、原則として、次条から第１７条までに規定する手続により、当該事業者等の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。ただし、検査の状況等により、機動的な対応をとることができる。

（立入検査開始前の通知）
第８条　一般検査機関は、被一般検査事業者等を決定したときは、前条第３項に規定する立入検査に先立ち、当該事業者等に対し、次に掲げる事項を文書等により通知する。ただし、実効性のある実態把握の観点から必要と認める場合には、この限りではない。
（１）立入検査の根拠規定
（２）立入検査の日時及び場所
（３）検査担当職員
（４）立入検査の方法
（５）準備すべき書類等

（立入検査時における身分証明書の提示等）
第９条　検査担当職員は、検査の実施に当たり、被一般検査事業者等に対し、障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された身分証明書を提示して、検査を行う旨を告げなければならない。

（検証）
第１０条　検査担当職員は、業務管理体制の整備状況の検証に当たって、事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで、被一般検査事業者等の説明及び意見をよく聞き、その理解や認識を確認する過程が重要であることを十分に認識しなければならない。

２　検査担当職員が、被一般検査事業者等に対し、一般検査機関の考え方を伝える場合には、その根拠等も添えて説明しなければならない。

（内部監査、監査役等監査の活用）

第１１条　検査担当職員は、検査の実施に当たり、被一般検査事業者等の役員等による内部監査の有効性を十分確認するものとする。

２　前項の確認に当たっては、被一般検査事業者等の監査役等による監査が、役員等による内部監査に係る監査を通じ、被一般検査事業者等の健全性及び適正性の確保全般に重要な役割を担っていることに鑑み、監査役等監査の結果も活用するものとする。

３　検査担当職員は、被一般検査事業者等の内部監査が有効に機能していると認められる場合は、その報告内容を活用し、効率的な検査を行うものとする。

４　検査担当職員は、内部監査の有効性に疑義が認められる場合には、被一般検査事業者等に対し、自己責任原則に基づく業務管理体制が適切に運用されるよう促す観点から、当該問題点を的確に指摘するものとする。

（資料等を求める際の留意事項）

第１２条　検査担当職員は、業務管理体制の的確な実態把握及びその適正性の検証を行う観点から、被一般検査事業者等に対し、随時、資料等を求めることができる。ただし、資料等を求めるに当たっては、被一般検査事業者等が保持するものを活用して検査会場で閲覧するなどし、合理的な理由なく真に必要なもの以外のものを持ち帰らないようにしなければならない。

（立入検査終了手続）

第１３条　検査担当職員は、立入検査終了に当たり、被一般検査事業者等の役員等との間で、立入検査の過程で把握した事実関係について、その内容に両者の間で認識の相違がないか、十分に確認を行う。認識に相違がある場合は、被一般検査事業者等の主張する事実関係の根拠を確認する。

２　前項の確認の後、検査担当職員は、被一般検査事業者等に対し、立入検査を通じて把握した問題点等を伝達し、これに対する被一般検査事業者等の認識を聴取することにより、当該問題点等に係る検査担当職員と被一般検査事業者等との間の当該時点における認識の一致及び相違を確認する。この確認は、原則として、書面により明確に行うものとする。

３　検査担当職員は、被一般検査事業者等に対し、一般検査機関としての最終的な見解は文書により示されること及び立入検査は終了しても検査自体は当該文書が交付されるまで継続することを伝達し、今後の手続について説明を行うものとする。

（その他の留意事項）

第１４条　一般検査機関は、第８条から前条までの手続の実施に当たり、被一般検査事業者等に対する検査等が被一般検査事業者等の過度の負担とならないよう配慮しなければならない。

（立入検査終了後の手続）

第１５条　検査担当職員は、立入検査終了後速やかに、検査を通じて把握した事項及び問題点等を取りまとめた検査報告書を作成する。

２　一般検査機関は、関係部署の責任者（当該関係部署の課長等）による審議を経た後、第１６条に規定する行政上の措置の要否を決定する。

（行政上の措置）

第１６条　一般検査機関は、厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、被一般検査事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

２　前項の勧告を受けた被一般検査事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、一般検査機関は、被一般検査事業者等に対し、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

３　前２項の措置を講じる場合には、一般検査機関は、当該措置に係る文書を被一般検査事業者等に交付する。

４　前項に規定する文書の交付の際、一般検査機関は、被一般検査事業者等に対して、行政上の措置について照会を行うことができる旨を説明しなければならない。

（特別な処置）

第１７条　被一般検査事業者等が前条第２項の命令に違反したときは、当該事業者等の運営する指定事業所等について検査を実施し、業務管理体制の整備状況を検証する。

（特別検査）

第１８条　特別検査を実施する検査実施機関（以下「特別検査機関」という。）は、指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合には、当該事業所等を運営する指定サービス事業者等（以下「被特別検査事業者等」という。）の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況及び当該事案への被特別検査事業者等による組織的関与の有無を検証する。

２　前項の検査等の実施手続は、第８条から前条までを準用する。

３　特別検査機関は、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、第１項の検証の結果を通知する。

４　被特別検査事業者等が、第２項において準用する第１６条第２項の命令に違反したときは、特別検査機関は、関係都道府県又は関係市町村に対し、当該違反の内容並びに当該被特別検査事業者等が運営する他の事業所等の指定及び更新の拒否事由に該当する旨を通知するものとする。

（その他）

第１９条　前条までに定めるもののほか、検査等の実施に必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

付則

（施行期日）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

付則

（施行期日）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

付則

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１７日から施行する。